

# 「る・らる」の尊敬用法の拡張

吉田 永弘

はじめに

「る・らる」の尊敬用法については、これまでに多くの研究の蓄積がある。共時的観点によるものでは、変体漢文資料での使用例が多く和文資料では「仰せらる」を除き使用例が少ないこと、和文資料で用いられる場合には男性の発話での使用例が多いことなど、お

もに位相的偏りが指摘されている（森野宗明「一九七一」。通時的観点によるものでは、尊敬用法の発生が受身・自発・可能用法に遅れること、中世において尊敬用法が全盛を迎えること、中世では中古に比べて待遇対象がより上位の人物であることなどが指摘されている（森野宗明「一九六九」・此島正年「一九七三」・黒沢幸子「一九七八」・大久保一男「一九九五」・泉基博「一九九八」）。また、尊敬用法の発生過程については、自発起源説や受身起源説などの議論

が行われている（辛島美絵「二〇〇三」・川村大「二〇一二」）。

本稿では、従来とは異なる観点から、中世に尊敬用法が全盛になる過程を追っていく。すなわち、待遇対象の上位への拡大という観点ではなく、尊敬用法の用法そのものに着目する観点によって、中世の尊敬用法に中古とは異なる例が見られることを指摘し、尊敬用法が全盛になるための基盤が確立したことを述べる。

## 第一節 考察対象

桜井光昭「一九六六」は、今昔物語集の「る・らる」の尊敬用法に、「一般尊敬」と「公<sup>おやか</sup>尊敬」との二つの用法があることを指摘した。

「一般尊敬」とは、「使用対象よりも、話し手である使用者の方が優位に立つ場合などにも用いられる敬度の低いもので、セ給フ・サ

セ給フ、給フ、ル・ラルと段階をなし、最下位にあたる」(桜井光昭「二九八三・八八頁」という用法で、次のような例が挙げられている。

1 大臣、平中ニ宣ハク、「我レガ申サム事、実ニ被思バ、努不隠ズシテ宣ヘ。近來女ノ微妙キハ誰カ有ル」ト。平中ガ云ク、「……」ト。大臣ノ宣ハク、「其レハ何デ被見シゾ」。平中ガ云ク、「……」ト。大臣、「糸悪キ態ヲモ被為ケルカナ」トゾナム咲ヒ給ヒケル。(今昔物語集、二二・八、二四〇頁)

一方、「公尊敬」とは、「朝廷、関白家、主従関係の主、親子関係の親(家長)などといった權威を使用対象とし」、「公の行事に関連する場合など」、「使用対象が漠然としている場合も多い」(桜井光昭「二九八三・八九頁」という用法で、次のような例が挙げられている。

2 其後、大極殿ニシテ節会被行ケル日、  
(今昔物語集、二二・一、二二七頁)

この二つの用法は今昔物語集だけではなく、中古でも和文資料、変体漢文資料ともに認められる(森野宗明「一九七二」、穂田定樹「二〇〇八」)。用例3・4が「一般尊敬」、用例5・6が「公尊敬」の例である。

3 (冷泉院)「……と右大臣の語られし。……」など思しやりて、

(源氏物語・竹河、一四九二頁)

4 右大臣被來、有被示事。(御堂関白記、寛仁二・一・二五)

5 (六条院デハ)唐めいたる舟造らせたまひける、急ぎ装束か

せたまひて、おろし始めさせたまふ日は、雅楽寮の人召して、

舟の樂せらる。(源氏物語・胡蝶、七八二頁)

6 被定女一宮御著裳。(御堂関白記、寛弘二・二・八)

これまで「る・らる」の尊敬用法の特徴が指摘される場合、「公尊敬」の特殊性が指摘されてきた。おもな指摘は二つにまとめられる。

一つは主語の側面からの指摘で、「漠然としている」(桜井光昭「一九八三」とか、「その行為の主権者ないしは主権者の認識はなされていても、特定の動作主の認識は必ずしも必要とはされていない」(穂田定樹「二〇〇八」とかの指摘である。もう一つは述語の側面からの指摘で、「政治関係のものが多く、他に対して働きかけたり、具体的に形に現れたりする動作が多い」(桜井光昭「二九八三」とか、「動作主の直接関与しない動詞に承接している」(石井幸子「一九七九」とかの指摘である。

具体的に見ると、例えば「一般尊敬」の用例3の主語は「右大臣」と明確で、述語の「語る」は「右大臣」の直接的な行為であり、「右大臣」は動作主である。それに対して「公尊敬」の用例5の主語は明確ではなく、あえて言えば「六条院」の主である光源氏というこ

とになるが、光源氏は述語の「舟の楽す」を直接行う動作主ではなく、行事の主権者にあたる。

このように、「公尊敬」は敬意の対象となる主体が明らかではなく、仮に主体が想定されたとしても動作主にはあたらない点で「たまふ」などの他の尊敬表現とは異質である。それに対して「一般尊敬」は敬意の対象となる主体が明らかで、「たまふ」などの他の尊敬表現と共通する面がある。「一般」の名称が与えられているのも、その点を捉えてものだろう。やがて、「たまふ」が衰退した領域に「る・らる」が侵出することになるが、「たまふ」と交替するのは「一般尊敬」なので、「一般尊敬」と「公尊敬」の関係はひとまず置き、本稿では「一般尊敬」の展開を追っていく。

用例の採集にあたり、受身や自発とも解釈できる例は採らず、尊敬としか解釈されないような例を採集した。それでも受身や自発と解釈できる例があるかもしれないが、本稿の趣旨には影響がないと考える。また、「る・らる」を下接させて一語の敬語動詞として用いられる「仰せらる」「おぼさる・おぼしめさる」「きこしめさる」の例は考察対象から除外した。その上で、より客観的に「一般尊敬」の用例を確定するために、右で見た二つの側面のなから、「行為の主体が特定できるか否か」「行為が主体の直接的な行為か否か」という二つの観点によって分類する。

まず、行為の主体が特定できるか否かであるが、特定するための基準として次の三つを考える。

「基準1」行為主体が主語あるいは被連体修飾語として同一文中に記されている。

7 (女五宮)「……今はその、やむごとくなくえさらぬ筋にても  
のせられし人さへ亡くなられにしかば……」などいと古代に  
聞こえたまふを、 (源氏物語・少女、六六六頁)

8 (源氏↓夕霧)「……、かの宮の萩の宴せられる日、贈物に  
取らせたまへるなり。……」などのたまひて、  
(源氏物語・横笛、一二八五頁)

「基準2」対話の相手として特定される。

9 (源氏↓大輔命婦)「こと人の言はむやうに、咎ならはされ  
そ。……」とのたまへば、 (源氏物語・末摘花、二〇五頁)

「基準3」文脈上特定される。

10 (頭中将↓式部丞)「……。少しづつ語り申せ」と責めらる。  
(源氏物語・帚木、五八頁)

用例1は「基準2」によって、用例3・4は「基準1」によって主体が特定できる例と認められる。それに対して、用例2・5・6はいずれの基準にもあてはまらないので、主体が特定できない例と認められる。

次に、行為が主体の直接的な行為か否かは文脈の解釈によって決めざるを得ない。例えば、用例10の「責む」は頭中将が直接ことばを発しているとして認めるので直接的な行為として認められる。その他、用例1・3・4・7・9はそれぞれ直接的な行為と解釈できる。それに対して、用例8の「かの宮」は「秋の宴す」を直接しているわけではなく、宴の主催者の立場にある。このような例を直接的な行為ではない例とした。その他、用例2・5・6が直接的な行為ではない例と認められる。

以上の観点によって、四通りの組み合わせが考えられるが、「主体が特定できず、主体の直接的な行為を表す例」は考えにくく、実例も拾えないので、次の三つのタイプに分けられる。

A 主体が特定でき、主体の直接的な行為を表す例

↓用例1・3・4・7・9・10

B 主体が特定できるが、主体の直接的な行為とは言えない例

↓用例8

C 主体が特定できず、主体の直接的な行為とは言えない例

↓用例2・5・6

右のうち、タイプAが「一般尊敬」、タイプB・Cが「公尊敬」にほぼ対応すると思われる。したがって、本稿ではタイプAの展開を追っていくことになる。

## 第二節 中古の用法(一) — 源氏物語 —

まず、源氏物語を採り上げて、タイプAの動詞を行為の性質によって分類する。源氏物語で尊敬用法と解せる110例のうち、70例をタイプAと認定した。70例の動詞を分類すると次のようになる(括弧内の数字は複数例ある場合の用例数)。

〈心的行為・態度〉思ふ(6)、思ひ構ふ、思ひ企つ、思ひ定む、軽め弄す、心使ふ、好む、定む、見棄つ、見直す、睦ぶ、睦びきこゆ、怨ず

〈伝達行為〉いさむ、言ひなす、書き出だす、語る、かこちきこゆ、聞きあはす、聞こゆ、聞こえなす、責む、申す(5)、(言葉を)混す

〈移動〉参る

〈授受〉(娘を舞姫として)奉る、(女御の扱いを)譲りきこゆ

〈存在・伺候〉ものす(19)、候ふ(4)

〈変化〉書きなる、亡くなる

〈その他行為〉(咎を)あらはす、供養す、(思ひやりなきわざ)し出づ、忍び籠む、忍び残す、過ぐす、住み着く、引き籠む、もてなす

〈心的行為・態度〉と〈伝達行為〉の例が多いが、さまざまなる

為に用いられている。これらに共通する意味を見出すことは難しいが、主体自身が具体的に動く行為に用いた例がないという点が注目される。これらの行為は動的ではなく静的なのである。例えば、「移動」の「参る」、「授受」の「奉る」、「譲る」は具体的な動きがありそうであるが、次に示すように動きはないと解される。

11 (源氏↓若紫女房)「……。(父宮邸ニ移ツタラ)まして聞こえがたかべければ。一人参られよかし」とのたまへば、

12 (人々)「大納言の、外腹の娘を(五節ノ舞姫ニ)奉らるるなるに、朝臣のいつき娘出だし立てたらむ、何の恥かあるべき」

とさいなめば、

(源氏物語・少女、六九五頁)

13 (源氏↓明石君)「……。ただこの御有様をうち添ひてもえ見奉らぬおほつかなさ(紫上ハアナタニ女御ノ扱イヲ)譲りきこえらるるなめり。

(源氏物語・若菜上、一一〇七頁)

用例11の「参る」は、移動過程に焦点があるのではなく、着点にいることに焦点がある。用例12「奉る」、用例13「譲る」は、具体的な品物の授受ではなく、人物の扱い方を問題とした例である。このように、主体の具体的な動きのない静的な動詞に限られ、動的な動詞の例は確認できないようである。

この他に、タイプBに分類した例のなから、やや問題となる例

を挙げる。

14 (明石入道ハ)宿守りのやうにてある人を呼び取りて語らふ。「……。修理などして、形のごと、人住みぬべくは繕ひなされなむや」と言ふ。

(源氏物語・松風、五八〇頁)

15 (小君↓御達)「なぞ、かう曇きに、この格子は下ろされた」と問へば、

(源氏物語・空蟬、八六頁)

16 (雲居雁↓夕霧)「……。今めかしき御有様の程にあくがれたまうて、夜深き御月めでに格子も上げられたれば、例の物の

怪の入り来たるなめり」

(源氏物語・横笛、一二八〇頁)

「繕ひなす」「下ろす」「上ぐ」という行為自体は、具体的な動きがある。しかし、主体の直接的な行為というよりも、修理や格子の上げ下ろしを実際に行う人を想定することができるので、主体を主催者・監督者の立場とする、タイプBと捉えられるのである。主体の直接的な行為に動的な動詞を用いる場合には次に挙げるように「たまふ」で表している。

注3

17 (光源氏ハ)日たくるほどに起きたまひて、格子手づから上<sub>り</sub>げたまふ。

(源氏物語・夕顔、一一二〇頁)

18 (左大臣ハ)長橋よりおりて、舞踏したまふ。

(源氏物語・桐壺、二二六頁)

19 源氏の中將は、青海波をぞ舞ひたまひける。

(源氏物語・紅葉賀、二三七頁)

20 (光源氏ハ夕顔ヲ) かい探りたまふに、息もせず。引き動かしたまへど、なよなよとして、我にもあらぬさまなれば、

(源氏物語・夕顔、二二四頁)

21 (光源氏ガ) 中将の帯を引き解きて脱がせたまへば、脱がじとすまふを、  
(源氏物語・紅葉賀、二五九頁)

22 (光源氏ハ) いとよそほしくさし歩みたまふほど、かしかましう追ひ払ひて、御車の尻に頭中将、兵衛督乗せたまふ。

(源氏物語・松風、五九四頁)

用例17は格子を上げる例で、「手づから」とあるので、主体の光源氏自身の行為であることが明らかである。「手づから」とあるのは、格子の上げ下げは普通は直接行うものではないことを意味するものと思われる。用例16では雲居雁は夕霧の「あくがる」という直接的な行為に「たまふ」で待遇していることも考え合わせると、用例15・16は主体の直接的な行為とは言えない例と考えてよいだろう。

念のために付け加えると、「たまふ」を用いると必ず直接的な動きのある行為を表すというわけではない。次に挙げるように、動きのない直接的な行為はもちろん、直接的な行為でない例にも用いられている。

23 (光源氏ハ) 殊に許したまはぬあたり (＝右大臣家) にかか

づらはむも、人悪く、思ひ煩ひたまふに、弥生の二十余日、右の大殿の弓の結 (＝右大臣家ノ弓ノ試合) に、上達部、親王たち多く集へたまひて、やがて藤の宴したまふ。……。新しう造りたまへる殿を、宮たちの御装着の日、磨きしつらはれたり。

(源氏物語・花宴、二七六頁)

「思ひ煩ふ」は光源氏の直接的な行為で(心の行為)の例、「藤の宴す」は右大臣家の催す宴なので直接的とは言えず、動的な動詞でもない。「造る」は動的な動詞であるが、右大臣が直接造るわけではない。このように、「たまふ」は主体の行為の直接性や動詞の種類にかかわらず表すことができる点で「る・らる」とは異なるのである。右に述べた「る・らる」と「たまふ」の関係をまとめておくと次のページのようになる。これまで引用した源氏物語の用例番号をあわせて載せる。

「直接的・動的」の領域を「る・らる」で表すことはない。このように、「る・らる」には用法上「たまふ」と重ならない表現領域があることを確認しておきたい。「る・らる」と「たまふ」との間の待遇価値の差は、重なる領域において問題となるのである。

	る・らる	主体の行為	
	直接的	行為	用例
	非直接的	動詞	ナシ
	直接的	動詞	用例3・7・9・10・13
	非直接的	動詞	用例14・16
	直接的	動詞	用例5・8
	非直接的	動詞	用例17・22
	直接的	動詞	用例23「思ひ煩ふ」
	非直接的	動詞	用例23「造る」
たまふ	非直接的	動詞	用例23「藤の宴す」

第三節 中古の用法(二) —和文資料と変体漢文資料—

さて、次は源氏物語以外の中古の和文資料(古今集、土左日記、竹取物語、伊勢物語、大和物語、平中物語、落窪物語、蜻蛉日記、枕草子、和泉式部日記、紫式部日記)の使用状況を見ていくことにする。先と同様にタイプAの動詞を行為の性質によって分類すると次のようになる(角括弧内はその語が見られる資料を略称で示した。なお、伊勢物語にはタイプAは見られなかった)。

〈心的行為・態度〉あなづる「落」、急ぐ「蜻」、忌む「平」、思ふ「平」、蜻「思ひかく」「蜻」、思ひ知る「大」、悲しがる「土」、定む「枕」、騒ぐ「蜻」、崇りなす「大」、頼む「蜻・枕」、泣く「蜻」、歎く

「落」、情けなくす「落」、待つ「蜻」、まどはかす「和」、許す「蜻・枕」、忘る「大」、煩ふ「蜻」、わぶ「平」

〈伝達行為〉言ふ「竹・平・落・蜻」、言ひつづく「蜻」、言ひなす

「蜻」、語る「蜻」、責む「蜻」、告ぐ「落」、問ふ「古・蜻」、申す「落・紫」

〈移動〉出づ「蜻」、訪る「蜻」、帰る「大・蜻」、まうづ「蜻」、ま

かつ「蜻」、見ゆ「蜻」、渡る「蜻」

〈授受〉奉る「落」、取る「落」

〈存在・伺候〉ものす「蜻」

〈変化〉(精進が)落つ「土」

〈その他行為〉行ふ「蜻」、通ふ「平」、(屏風のこと)す「蜻」、添

ふ「落」、取り占む「枕」、縫ふ「落」、見る「蜻」、もてかしづ

く「枕」、射臥す「蜻」

源氏物語に比べ、〈移動〉の例が多いが、これらも移動の過程に焦点があるというよりも、起点・着点に焦点がある例と考えられる。〈授受〉の2例は源氏物語と同様、具体的な品物の授受とは異なる例である。次に挙げる。

24 越前守「今はかひなし。『邸カラ』物だに運び返さむ」と  
申せば、(先方ハ)「早うそれは取られよ」とはなだらかにの  
たまへど、人々さらに入れねば、いさかふべきことにしあら

ねば」 (落窪物語、一七八頁)

25 この殿(＝邸)の御事は、(故大納言方)いと心ばへ深う奉らるるめりしを、 (落窪物語、二二〇頁)

用例24「取る」は「邸の荷物」が対象なので、直接個人が受け取るのではなく、実際に荷物を運ぶ人たちがいると想定できるのでタイプBと解せる。用例25「奉る」の対象は「邸」であり、具体的な品物とは言えない。

(その他の行為)にある「縫ふ」「射伏す」の二例は、動的な動詞の例だと思われる。

26 (北の方)「これはいつよりもよく縫はれよ。緑に衣着せ奉らん」 (落窪物語、四九頁)

27 これかれ走り来つづ、まづこの(＝賭弓ノ)物語をす。「いくつなむ射つる」(道綱ノ)敵には右近衛中将なむある「(道綱ハ)おほなおほな射伏せられぬ。」(蜻蛉日記、九九頁)

用例26「縫ふ」は手元で行われる動きの小さい行為とは言え、動きがある。用例27「射伏す」は解釈の難しいところでもあるが(上村悦子「一九八七・三四九頁」)、道綱に対する敬語と捉えるのが通説である。それぞれ本文の資料性の問題も残るが、源氏物語には見られない例なので注意される。中古の和文資料で主体の直接的な行為に動的な動詞を用いた例はこの二例のみである。

和文資料では全体的に用例数が少ないため、動的な動詞の例が稀なのは偶然である可能性もあるので、変体漢文資料で検討する必要がある。まず、古記録を見ると、種田定樹「二〇〇八」が御堂関白記、小石記の「被」を調査して公的行為に用いられる場合が多いと指摘しているように、タイプB・Cが多いようである。本稿の観点から検討するために、試みに、御堂関白記(自筆本)のなかから「基準1」の行為が同一文中に記されている例に限って主体の明確な例を採集すると、次のようにタイプA(用例28)・B(用例29)ともに見られる。

28 右大臣被来、有被示事。 (御堂関白記、＝用例4)

29 公家被修五禮御修繕。 (御堂関白記、寛弘七・二・二九)

このうち、タイプAの行為をまとめると次のようになる。

〈伝達行為〉「申」「奏」「聞」「示」「命」

〈移動〉「来」「座」「坐」「出」「参」「渡」「立頼」

〈授受〉「祝願を」奉

〈存在・伺候〉「候」

〈授受〉の例も「祝願」の例なので、和文資料と同じく品物の例ではない。

30 被奉僧正祝願 (御堂関白記、寛弘六・一〇・一三)

主体の直接的な行為を動的な動詞で表した例が見られない点も源

氏物語と同様である。

ただし、御堂閔白記には〈心的行為〉の例は見られない。出来事を記載することが中心の古記録の資料的な性格によるものだと思われる。次のように、小右記には例がある。<sup>註</sup>

31 相府深被喜悅云々。 (小右記、長和元・七・一七)

したがって、御堂閔白記に〈心的行為〉が見られないのは資料的な性格によるものと考えられ、用法上は源氏物語と変わらないと言えそうである。

次に、古文書について検討すると、辛島美絵「二〇〇三」では、七割が「役所や個人が上位の機関や支配者に出す上申文書」であると指摘されている。主体が特定の個人ではなく、タイプB・Cが多いということになる。辛島美絵「二〇〇三」で九世紀の尊敬用法の確実な例として挙げられた例のうち、特定の個人の直接的な行為と言えるタイプAの例は次の例くらいである(同じ表現が2例)。

32 義真法師被弘。 (平安遺文、四四三四号/四四三三五号)

また、上接語の一覧が挙がっているが(三九七頁〈別表1〉)、動的な動詞の例も、主体の直接的な行為ではないようである。次の例はタイプCとみなされる。

33 而相替之後、早被壞作東尾了、彼東尾地是故平聚院之領也。

(平安遺文、三〇五号)

古記録・古文書は精査が必要ではあるが、資料の性格から特定個人の行為というより機関としての行為に関する記述が多いので、タイプB・Cの使用例の多さに目が引かれてしまふけれども、用法上、源氏物語と変わらないのである。中古では主体の行為に動的な動詞を用いた例は先に挙げた二例(用例26・27)のみという状況であり、原則として動的な動詞は用いられないと言つてよいと思われる。

#### 第四節 用法の拡張

更級日記には、主体の直接的な行為に動的な動詞を用いた例がある。

34 この男、出で入りし歩くを、奥の方なる女ども、「など、かくし歩かるるぞ」と問ふなれば、 (更級日記、三四四頁)

この例は、「出たり入ったりして歩き回っている男に女たちが尋ねた例である。明らかに主体(男)が動いている例で、従来とは異なっている。院政期の資料にも次のように見られるが、今昔物語集には尊敬用法が多い割には動的な動詞の例はほとんど見られない。

35 大臣殿また参りて「……」と、えもいひやりたまはずのた

まうて、御単衣取り寄せたまうて、(亡骸二)引き被け参らせ  
などせられぬ。 (讃岐典侍日記、三〇三行)

36 「……。然ラバ其ニ坐シテ被居タレカシ。然テ鍾ヲモ被摑ム  
ハ糸吉キ事也」 (今昔物語集、二九・一七、一六六頁)

用例35は大臣殿の直接の行為と解したが、誰かに掛けさせたとも  
解せないではない。

動的な動詞を用いた例が多くなるのは、鎌倉時代以降で、特に一  
四世紀以降である。次のような例が見られる。

37 この大納言「……」とて、……、ただただと走り出でられ  
にけり。 (宇治拾遺物語、三四、二二三頁)

38 この木に降りかかりたりし雪を、(アノ方カ)さながら折り  
て持ちたりしを、「など、それをしも折られるにか」と申し  
しかば、 (建礼門院右京大夫集、二二五頁)

39 上人なほいきまきて「……」と荒らかに言ひて、極まりな  
き放言しつと思へる気色にて、馬を引き返して逃げられにけ  
り。 (徒然草、一〇六段、一八〇頁)

40 大臣殿、御気色あしくなりて(為則二)「おのれ車やらむ事、  
賽王丸に勝りてえ知らじ。希有の男なり」とて、御車に(為  
則ノ)頭を打ち当てられけり。 (徒然草、一一四段、一八九頁)

41 煤け明り障子の破ればかりを、禪尼、手づから小刀して切  
りまはしつと張られければ、

42 昌命、馬ヨリ飛下テ、「アノ大刀、ナゲラレ候ヘヤ」ト云ケ  
レバ、行家大ニアザワラウ声、家ノ内ヒ、キワタル。 (延慶本平家物語、六末45オ)

43 忠盛、御前の召に舞はれければ、

44 新大納言、けしきかはりて、……、御前に候ける瓶子を狩  
衣の袖にかけて引倒されたりけるを、 (覚一本平家物語、卷一、七頁)

45 入道相国、大床に立て……しやつらをむずむずとぞ踏まれ  
ける。 (覚一本平家物語、卷一、七九頁)

それぞれ主体の具体的な動きを表している。用例43の「舞ふ」は  
中古では用例19に示したように「たまふ」でしか表せない動詞であつ  
た。このように、中世に到ると用例が多くなるだけではなく、用法  
上の変化が認められるのである。これによって、タイプAの表現領  
域が拡張して動詞全般に使えるようになったと考えられる。すなわ  
ち、「たまふ」の領域と重なったことを意味する。やがて「たまふ」  
に取って代わることになる基盤がここに確立したのである。

おわりに

最後に、本稿で述べてきたことを簡単にまとめ結びとしたい。

1 「る・らる」の尊敬用法は、主体の特定の可否と行為の直接性との観点によってA〜Cの三つのタイプに分けられる。

A 主体が特定でき、主体の直接的な行為を表す例

B 主体が特定できるが、主体の直接的な行為とは言えない例

C 主体が特定できず、主体の直接的な行為とは言えない例

2 タイプAの行為を見ると、中古では具体的な動きを表す動的な動詞の例は原則として認められない。

3 タイプAが拡張して動的な動詞の例が観察されるのは、中世に入ってからである。

4 その結果、「たまふ」と表現領域が重なり、交替する基盤が確立した。

本稿では「る・らる」の尊敬用法の変化の一端を述べたに過ぎない。タイプAが拡張した理由、タイプAとタイプB・Cとの関係など残された課題については別稿に譲ることにする。

注

(一)このような「公尊敬」の性質を踏まえ、石井幸子「一九七九」

は尊敬用法ではなく受身用法の一種としている。

(2) 「ものす」には〈伝達行為〉〈移動〉の意もあるが一括した。

(3) 石井幸子「一九七九」は「動作主の動作或は状況が、動作主自身のものとして把握された場合は「せ給ふ」「給ふ」を使用」することを指摘している。また、穂田定樹「二〇〇八」も変体漢文の「給」が「その行為を特定個人のものとする傾向があると言えようか」と述べている。

(4) 貞信公記・九暦にも見られないようである。特定人物の感情を記載する小右記の用法は新しい用法なのかもしれない。なお、貞信公記・九暦・小右記でもタイプAの動的な動詞の例を見出すのは難しいようである。

#### 調査・引用資料

源氏物語……『源氏物語大成』（中央公論社）、蜻蛉日記……『改訂新版かげろふ日記総索引』（風間書房）、枕草子……『枕草子総索引』（右文書院）、更級日記・建礼門院右京大夫集……『新編日本古典文学全集（小学館）、和泉式部日記……『和泉式部日記総索引』（武蔵野書院）、紫式部日記……『紫式部日記用語索引 改訂増補』（巖南堂）、讃岐典侍日記……『校本讃岐典侍日記』（初音書房）、古今集・土左日記・竹取物語・伊勢物語・大和物語・平中物語・落窪物語・今昔

物語集・宇治拾遺物語……日本古典文学大系（岩波書店）、徒然草・  
覚一本平家物語……新日本古典文学大系（岩波書店）、延慶本平家物  
語……『延慶本平家物語本文篇』（勉誠出版）、御堂閔白記……『陽  
明文庫蔵本御堂閔白記自筆本総索引』（汲古書院）、小石記……大日  
本古記録（岩波書店）、『平安遺文』（東京堂出版）。

なお、古記録・古文書の調査には、東京大学史料編纂所のデー  
タベースを利用した。

#### 参考文献

穂田定樹「二〇〇八」『古記録資料の敬語の研究』清文堂出版

石井幸子「一九七九」『尊敬助動詞「る・らる」の一用法―最高級位

者を動作主とする場合―』『解釈』25巻9号

泉基博「一九九八」『十訓抄の敬語表現についての研究』笠間書院

上村悦子「一九八七」『蜻蛉日記解釈大成』3巻、明治書院

大久保一男「一九九五」『源氏物語の敬語法』おうふう

辛島美絵「二〇〇三」『仮名文書の国語学的研究』清文堂出版

川村大「二〇一二」『ラル形述語文の研究』くろしお出版

黒沢幸子「一九七八」『尊敬助動詞「る・らる」の用法―古今著聞

集』を中心として―』東洋大学『文学論叢』53号

此島正年「一九七三」『国語助動詞の研究 体系と歴史』桜楓社

桜井光昭「一九六六」『今昔物語集の語法の研究』明治書院

桜井光昭「一九八三」『敬語論集―古代と現代―』明治書院

森野宗明「一九六九」『国語史上よりみたる「讃岐典待日記」の用語

について―待遇表現を中心に―』佐伯博士古稀記念国語学論

集』表現社

森野宗明「一九七二」『古代の敬語Ⅱ』講座国語史5敬語史 大修

館書店